

## 埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成事業要綱

### (目的)

第1条 この事業は、盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを保障するとともに自立と社会参加の促進を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修を行い、盲ろう者の福祉の促進に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。  
2 県は、この事業の実施を民間団体（以下「団体」という。）に委託して行うものとする。

### (事業内容)

第3条 この事業は、知事が受託者と協議の上別に定めるところにより実施する。

### (留意事項)

第4条 事業実施に当たっては、盲ろう者等の現状を把握し、常時事業に反映させていくものとする。

### (指導、監督)

第5条 県は、委託先の団体に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう指導、監督するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成11年11月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成17年11月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。